

令和8年9月15日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 増井 国光

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- | | | |
|----|--------------------------------|---|
| 1 | 件名 | 令和8年度 基礎研修A 現地実習に伴うバスチャーター
(貸切バスの利用) |
| 2 | 利用日 | 令和8年10月21日(水) 8:30 ~ 17:15 |
| 3 | 乗車人数等 | 研修生 26名 引率者 4名 計 30名
※人数は予定であり多少変動する場合もある。
積込荷物等 ヘルメット等現場実習用品等あり |
| 4 | バス種類
及び台数 | 車種区分：小型車(運転手付き) 2台/日×1日間
[手荷物等積込み可能車両とする] |
| 5 | 行先・日程
概要 | 別添「令和8年度 基礎研修A行程」のとおり |
| 6 | 見積書等の
提出期限
及び場所 | (1)提出期限 令和8年10月2日(金) 15:00まで
(2)提出場所 関東森林管理局 経理課 企画係長 あて(郵送可)
〒371-8508 前橋市岩神町4-16-25
※ 見積書提出者は、道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送業について、国土交通省関東運輸局長の許可を自社で受けている者に限ります。 |
| 7 | 見積作成
及び提出に
あたっての
注意事項 | (1) 見積書に記載する金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
(2) 見積書の日付は必ず記載すること。
(3) 見積額は消費税抜及び消費税込の両方を記載すること。
(4) 見積額については、道路運送法第9条の2第1項に基づき国土交通省関東運輸局長に届け出た運賃・料金に基づき適正に積算すること。またその <u>確約書を提出</u> すること。(様式は任意とする。見積書にその旨記載することで代えても良い。)
(5) 見積書の作成及び提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認すること。
(6) 見積書を入れた <u>封筒には「件名」</u> を記載すること。
(7) <u>行程に高速道路等有料区間が示されている場合は、当該経費を見積金額に含めること。</u> |
| 8 | 提出書類 | (1) 見積書
(2) 道路運送法に基づく国土交通省関東運輸局長の許可証の写し
(3) 適正な積算による見積書であることの確約書 |
| 9 | 契約者の
決定 | 見積書提出者が複数となった場合には、予定価格の範囲内で、最低の価格を見積した者を契約の相手方とします。ただし、公示下限額を下回る見積書については無効とします。 |
| 10 | 契約締結日 | 見積書採用の日から7日以内 |
| 11 | 契約条件等 | 別紙「契約条件書」のとおり
※ 見積書を提出した場合は別紙「契約条件書」を承諾したものとみなします。 |
| 12 | その他 | 本契約に係る契約書の作成は省略します。 |

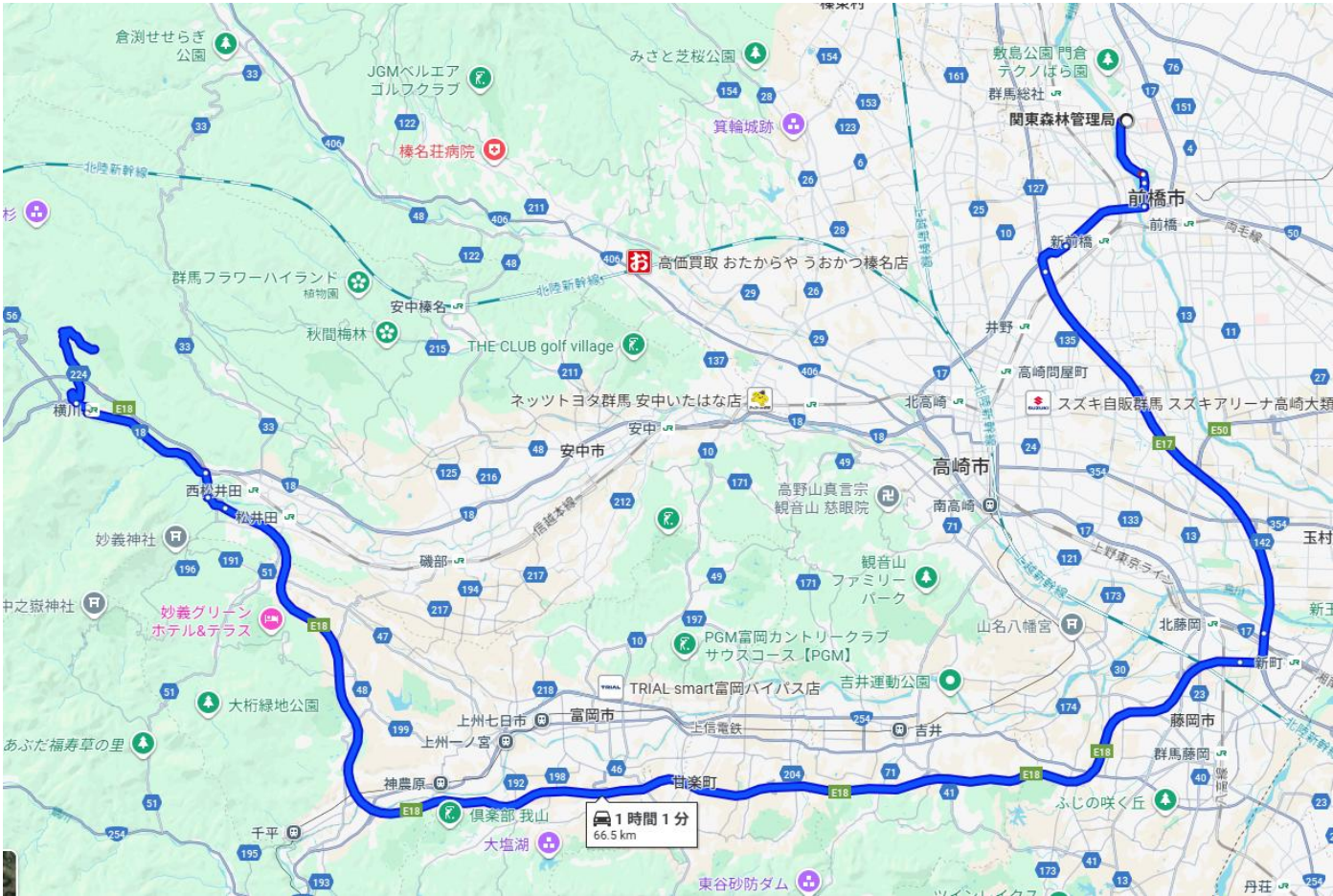
担当：関東森林管理局 総務課 研修担当 (電話) 027-210-1157

別添
令和8年度 基礎研修A 行程

R8. 10. 21(水) 研修生約26名、引率者4名、計30名乗車（小型マイクロバス2台）

時間		場所等	距離 (km)	その他費用 高速道路
8:30	発	関東森林管理局（群馬県前橋市岩神町4丁目16-25）		
↓		一般道（国道17号經由前橋IC） 関越自動車道及び上信越自動車道利用（前橋IC～松井田妙義IC） 一般道（国道18号、県道92、224号經由）	66.5 km	1,820円
10:00	着	小根山森林公園（群馬県安中市松井田町横川）		
15:30	発	小根山森林公園（群馬県安中市松井田町横川） 一般道（県道224、92、国道18号經由） 関越自動車道及び上信越自動車道利用（松井田妙義IC～前橋IC） 一般道（前橋IC～国道17号經由）	66.5 km	1,820円
↓				
17:15	着	関東森林管理局（群馬県前橋市岩神町4丁目16-25）		
		計	133.0 km	3,640円

行程（関東森林管理局 ⇄ 小根山森林公園）片道66.5 k m



(別紙)

契 約 条 件 書

- 1 この契約条項において支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は、賃貸借期間開始までに、甲が借り受けるバスを使用に差し支えないように整備したうえで、配車するものとする。なお、配車するバスは原則、乙が保有管理する車両とする。
- 3 運行行程で通行許可申請等が必要な場合は、乙が手続きを行うこと。
- 4 乙及び乗務員は、バスの安全かつ計画どおりの運行に努めるとともに、研修の効率的な遂行に協力するものとする。
- 5 乙は、バスの走行中に事故その他の理由により利用者に危害又は損傷を与えたときは、すみやかに臨機の措置を取るとともに、その危害又は損傷に対して損害賠償の義務を負うものとする。
- 6 甲は、バスの走行中の事故又はその他の理由によりバスが損害を受けても、その損害の賠償の責に応じない。
 ただし、甲の責に帰すべき理由のあるときは、この限りではない。
- 7 バスの走行中の事故又はその他の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、すべて乙の負担において賠償するものとする。
- 8 乙は貸借期間が終了したときは、賃料の支払を請求することができる。
- 9 甲は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 10 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があったと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分10のに相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 11 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 12 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。